

令和3年度 社会福祉法人阿久比町社会福祉協議会事業計画

【基本方針】

今日の社会状況は、少子高齢化が進み、人口減少の時代となっています。家族構成も核家族が進み、高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者世帯が増加しています。

地域福祉の課題も多様化し、複合的になっていることで、以前なら家族や近隣住民の助け合いで解決していた問題も解決が困難となり、誰にも相談できず地域から孤立し、経済的困窮、ひきこもり、孤独死など問題が深刻化するケースが増え、生きづらさを感じながら生活するような状況にあります。

また、新型コロナウイルス感染症は、人が集い、顔を合わせ、ともに活動することが基本の地域福祉活動を抑制するなど大きな影響を与えました。

このような社会状況の中、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し、住民の協力を得ながら、行政や関係団体、福祉事業所と連携し、地域での助け合い、支え合いの体制づくりを進め、福祉課題の解決に取り組む地域づくりを推進します。

【基本理念】

すべての人が地域で共に生き、支え合う「つながる」まちあぐい

【重点項目】

- 1 住民による見守りや支え合いなど地域の福祉活動の推進
- 2 福祉活動に参加する担い手の育成
- 3 ボランティア活動への参加促進
- 4 地域共生社会を目指した地域の連携づくり

【事業内容】

1、法人運営事業

- (1) 理事会の開催
- (2) 評議員会の開催
- (3) 監査会の開催
- (4) 評議員選任・解任委員会の開催
- (5) 月例会の開催
- (6) 福祉サービス苦情解決体制の整備
- (7) 職員の資質向上
- (8) 広報「あぐいの福祉」の発行（年4回）
- (9) 生活困窮者への食糧支援

生活に困窮し食糧支援の必要な方に、社協が保有する食品の提供やセカンドハーベスト名古屋と提携して食品を提供することで、健康状態の維持と生活の立て直しを図れるよう支援します。

2、地域福祉推進事業

(1) 社協会員の募集

住民参加の地域福祉を推進するため、行政協力員会や民生委員児童委員協議会の協力を得て、5月に社協会員の募集を行います。地域福祉活動の財源基盤を強化するため、特別会員、賛助会員の加入促進を図ります。

(2) 地域いきいき福祉活動事業

行政区の関係者が行う、住民同士の見守り活動や支え合い活動、いきいきクラブが友愛活動として行う、見守り活動や支え合い活動や独自活動を、地域いきいき福祉活動に名称を統一して推進します。

(3) 車いすの貸出し事業

高齢・障がい・けがで車いすが必要な方に、10日以内（子ども用車いすは6か月以内）で無料で貸出します。（介護保険で車いすが利用できる方は除きます。）

(4) 福祉相談の実施

社協への福祉相談は、行政、地域包括支援センター、民生委員児童委員等と協力して解決にむけて支援します。

(5) 愛知県社会福祉大会への参加

愛知県社会福祉大会に参加し、地域福祉の普及啓発に協力します。

(6) 地域福祉計画推進事業【町受託事業】

行政が住民や福祉事業所等と協働し、福祉課題解決の仕組み作りを推進するための「孤立なく、つながる安心のまちづくりネットワーク会議」、「次世代につながる支えあいの地域づくりネットワーク会議」、「パートナーシップでつながる担い手づくりネットワーク会議」などの事業に協力し域福祉計画を推進します。

(7) 地域福祉相談支援事業【町受託事業】

地域福祉相談支援事業は、町の委託で専門相談員のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を社会福祉協議会に配置し、住民の複合的な生活課題に関する相談に対して情報提供や助言を行い、必要に応じ支援関係機関と協力連携して生活課題を解決するための体制整備を図る事業です。

またCSWは、住民福祉課と連携し課題を把握し相談に応じ、必要な支援関係機関につなぎ、生活課題の解決を図るとともに、地域関係者と協力して要援護者の見守り、発見、相談ができる地域づくりを推進します。なお、CSWは、地域課題を把握し支えあいの仕組みづくりを効果的に行なうため、健康介護課の実施する生活支援コーディネーターを兼務します。

3、ボランティアセンター活動事業

(1) ボランティアセンター運営委員会の開催

(2) ボランティア相談

施設や住民からのボランティア活動への相談やボランティアの募集や紹介などを行います。

- (3) ボランティア活動保険等の加入事務
ボランティア活動中のけがや事故に備え、ボランティア活動保険やボランティア行事保険への加入事務や相談を行います。
- (4) ボランティアグループへの助成
ボランティア活動を推進しやすい環境整備のため、ボランティアグループに予算の範囲内で活動費を助成します。
- (5) 精神障がい者居場所事業
あぐいで楽しく集まろう会、さざなみカフェを隔月に開催し、町内在住の精神障がい者が気軽に参加する居場所づくり活動を支援します。
- (6) 福祉実践教室
町内の小中学校の児童や生徒を対象に、障がい者への理解と思いやりや助け合いの心の育成を目的に福祉実践教室を開催し、車いす、手話、点字、視覚障がい者ガイドヘルプ体験などを行います。
- (7) 災害救援・福祉救援ボランティア活動の推進
災害ボランティアコーディネーター養成講座を開催し、災害ボランティアコーディネーターと防災ボランティアを養成します。
- (8) ボランティア入門講座の開催【町受託事業】**
ボランティア活動への関心を高めるため、ボランティア活動を始めるきっかけとなる入門講座を開催します
- (9) ボランティア交流会の開催【町受託事業】**
ボランティア連絡会を開催し、町内ボランティアグループ間のネットワーク作りを図り、ボランティア交流会でボランティアグループ相互の交流と情報交換を図ります。
- (10) サマーボランティアスクール【町受託事業】**
夏休みに中学生や高校生が、福祉施設でボランティア活動を体験しボランティア活動への理解を深めます。
- (11) 声の広報の発行**
「声の広報ボランティアあいうえお」の協力で、町や社協やの広報をCDに音訳し「声の広報」として、視覚障がいの方に情報提供します。
- (12) ボランティア情報の提供【町受託事業】**
町広報にボランティア情報を掲載し、ボランティア活動への参加・啓発を図ります。
- (13) 手話奉仕員養成研修事業【町受託事業】**
手話奉仕員養成講座基礎編を開催し、手話の学習を通じ、聴覚障がい者への理解を図ります。

4、共同募金配分金事業

- (1) 老人福祉活動
- ア いきいきクラブ連合会への助成
いきいきクラブ連合会に活動費を助成し団体の運営を支援します。
- イ みんなの敬老会への協力
いきいきクラブ主催の「みんなの敬老会」の開催に協力し、参加者に記念品を贈呈します。

- (2) 障がい児・者福祉活動
- ア 障がい者団体への助成
身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会、精神障害者家族会に活動費を助成し団体の運営を支援します。
 - イ 障がい者大運動会への協力
身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会、精神障害者家族会主催の運動会に協力し、障がい者の社会参加を支援します。
 - ウ 障がい者クリスマス会への協力
手をつなぐ育成会主催のクリスマス会に協力し、参加者に記念品を贈呈します。
 - エ 心の相談事業
大人のひきこもりや発達障害で悩まれている家族等を対象に、臨床心理士による相談活動を行います。
- (3) 児童・青少年福祉活動
- ア 子ども会連絡協議会への助成
子ども会連絡協議会に活動費を助成し団体の運営を支援します。
 - イ 福祉協力校への助成
町内4つの小学校、阿久比中学校、阿久比高校に福祉活動費の助成を通じて福祉教育の推進を図ります。
- (4) 母子・父子福祉活動
- ア 母子寡婦福祉会への助成
母子寡婦福祉会に活動費を助成し団体の運営を支援します。
 - イ 一人親家庭レクリエーション大会の開催
町内在住の一人親家庭を対象に日帰りバス旅行を開催し、一人親家庭の交流を図ります。
- (5) 福祉育成・援助活動
- ア 遺族会への助成
遺族会に活動費を助成し団体の運営を支援します。
 - イ 送迎サービス
町内在宅で移動に車いすが必要な方に対し、社協の福祉車両を使い運転ボランティアによる送迎サービスと、福祉車両の貸出しによる送迎サービスにより、外出支援を推進します。
 - ウ ホームページによる情報発信
社協活動やボランティア活動情報をホームページより発信し、スマートフォンやタブレットからも情報検索ができるよう、ホームページをリニューアルします。
 - エ 広報「あぐいの福祉・共同募金特集号」の発行
10月号の「あぐいの福祉」は、共同募金特集号として発行します。
 - オ 社会福祉大会の開催
福祉功労者等の表彰と福祉映画会を行い、地域福祉やボランティアへの理解と関心を高めます。(12月予定)
- (6) 先進地社協等視察研修
- 理事、監事、評議員と先進的な地域福祉活動に取り組む社協を視察し、本町社協の運営や地域福祉推進の参考にします。

5、資金貸付事業

(1) 生活福祉資金貸付事業【県社協受託事業】

低所得者世帯を対象に、個別の状況に応じた資金を、専門機関等と連携して貸付を行い、生活の支援や償還の相談等を行います。

資金の種類 福祉資金、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活福祉資金等

(2) 暮らし資金貸付事業【県社協受託事業】

低所得世帯が、一時的に生活困難となった場合、暮らし資金の貸付支援を行います。貸付額は10万円以内で、貸付日から9か月以内に償還します。(町内在住の連帯保証人が必要)

6、居宅介護等事業（ホームヘルプ事業）

(1) 訪問介護事業

要介護1から要介護5の高齢者にホームヘルパーが訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や買物、調理、掃除、洗濯等の生活援助で在宅生活を支援します。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1、2や事業対象者の高齢者にホームヘルパーが訪問し、買物、調理、掃除、洗濯等の家事援助で在宅生活を支援します。

(3) 障がい者居宅介護事業

身体障がい、知的障がい、精神障がい者にホームヘルパーが訪問し入浴、排泄、食事等の身体介護や買物、調理、掃除、洗濯等の家事援助で在宅生活を支援します。

7、居宅介護支援事業

ケアマネジャーが、要介護1から要介護5の高齢者へのケアプランの作成、要支援1、2や事業対象者への介護予防ケアプランを、本人や家族の意向に基づいて作成し、介護サービス事業者・医療・保健福祉の専門職と協働して在宅生活が継続できるように支援します。

また、毎月、利用者のモニタリングを行い、サービスの実施状況の把握、相談、サービス事業者との連絡調整、サービス担当者会議の開催、給付管理・請求事務を行います。

8、心配ごと相談事業【町補助金事業】

民生委員児童委員、人権擁護委員、行政相談員等の相談員が、日常生活の困り事や悩み事への相談助言を行います。

相談日 第1・第3木曜 午前9時30分～11時30分 中央公民館

9、基金運営事業

住民等からの寄付を福祉基金に積立て、基金からの利息を、地域の福祉活動の支え合い活動や見守り活動などの財源に活用します。

10、日常生活自立支援事業【県社協受託事業】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者で判断能力が不十分な方の、福祉サービスの利用援助、利用料支払いの金銭管理、書類の預かりなどを、生活支援員、県社協、関係機関と協力して行い、地域での自立した生活を支援します。

11、生活支援体制整備事業【町受託事業】

町の委託で生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に配置し、健康介護課と連携して、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられる地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを行います。

第1には、地域にある社会資源の把握に努め、情報を発信し住民の社会参加を促進し介護予防効果を高めます。また、相談や関係機関より把握した情報から、住民の生活課題を解決する生活支援サービスの担い手の育成や新たな生活支援サービスの創出を行います。

第2には、地域の住民同士のネットワークづくりについて協議する協議体の設置及び関係者間の情報共有が図れるネットワークづくりに向けた取り組みを行います。

12、その他

- (1) 町地域包括ケア推進会議、町障がい者自立支援協議会などへの参加
- (2) 知多郡社協連絡会、知多ブロック社協、愛知県社協への参加協力